

# 第1章 高知県の情報公開制度のあらまし

## I 情報公開制度とは

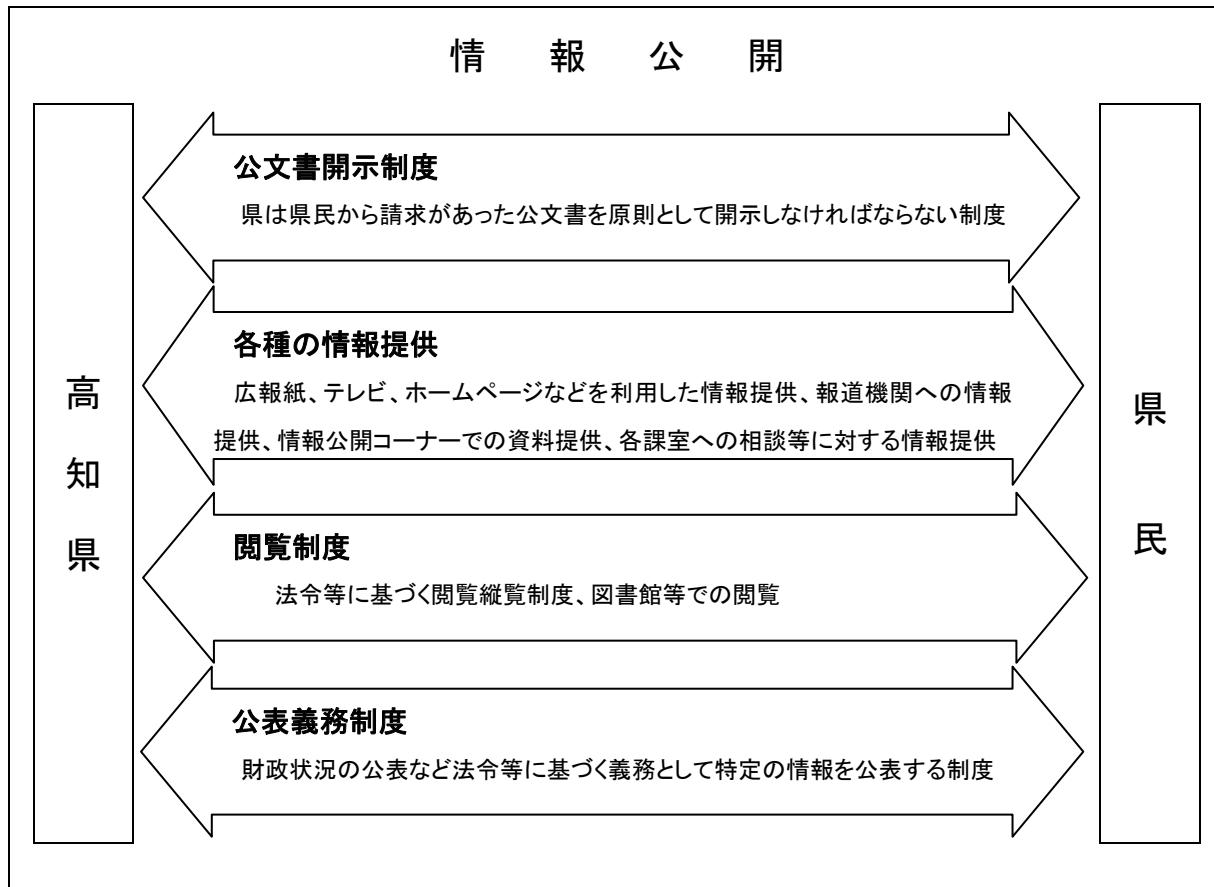
民主的で開かれた県政を実現するためには、行政の持つ情報が広く県民に公開される必要があります。

県が保有している情報を県民に提供する方法には、広報紙や報道機関、インターネットを通じての広報活動、財政状況の公表、都市計画案の縦覧等、多種多様な方法があります。これらの方法により情報の提供を適切に行えば、県民の県政情報に対する要求に応じることができますが、あくまでも県が主体となって情報を提供する場合が多いため、県民個々の情報需要すべてに十分に対応できるとは言い切れません。

本県では高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）を制定し、平成2年10月1日から施行しています。この条例は情報提供施策の充実と、県の保有する公文書の開示を請求する権利を県民に保障する公文書開示制度を確立することにより、県民の県政情報に対する要求に応じようとするものです。

高知県の情報公開制度は、情報提供施策と公文書開示制度を「二本の柱」とし、両者がうまくかみあうことにより、情報公開を充実したものにし、民主的で開かれた県政を一層推進するものです。

### ○ 公文書開示制度の位置づけ



## II 高知県の情報公開制度の概要

### 1 公文書開示制度

本県の公文書開示制度は、地方自治の本旨に基づく県民の知る権利にのっとり制度化されたものであり、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政への参加を推進し、公正で開かれた県政の実現に寄与することを目的としています。

この制度は、県民から、県が保有している公文書についての開示請求があれば、これを開示することを原則とし、例外的に開示しない情報の範囲を最小限にすることにしています。

#### (1) 公文書開示制度の実施機関

公文書開示制度を実施する機関は、次のとおりです。（条例第2条第1項）

ア 知事	イ 議会
ウ 教育委員会	エ 選挙管理委員会
オ 人事委員会	カ 監査委員
キ 公安委員会	ク 警察本部長
ケ 労働委員会	コ 収用委員会
サ 海区漁業調整委員会	シ 内水面漁場管理委員会
ス 公営企業管理者（公営企業局）	セ 地方独立行政法人

※地方独立行政法人（公立大学法人）は平成21年4月1日から実施機関となっています。

#### (2) 開示請求できる公文書

公文書とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等で、組織的に用いるものとして実施機関において管理しているものです。（条例第2条第2項）

公文書の範囲は、次のとおりです。

ア 文書（台帳、カードを含む。）	イ 図画（地図、図書、設計図等）
ウ 写真	エ フィルム
オ アからエまでを撮影したマイクロフィルム	
カ 電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識する ことができない方式で作られた記録）	

平成13年10月1日から、電磁的記録についても、対象となりました。

また、平成2年4月1日（ただし、議会は平成11年4月1日、公安委員会及び警察本部長は平成13年4月1日、地方独立行政法人は平成21年4月1日）以後に作成又は取得した公文書は、すべて対象となります。

平成2年3月31日（議会は平成11年3月31日、公安委員会及び警察本部長は平成13年3月31日、地方独立行政法人は平成21年3月31日）以前に作成、又は取得した公文書であっても、永年保存文書については対象となります。

### (3) 公文書の開示義務

開示請求のあった公文書は、原則的に開示することが制度の趣旨（条例第3条）であり、次に掲げる情報（以下「非開示情報」といいます。）が記録されている公文書を除いて、開示しなければならないことになっています。

<b>法令秘情報</b>	指定統計調査票など法令、条例等で非開示とされている情報
<b>個人に関する情報</b>	所得、経歴、家族状況などの個人に関する情報
<b>事業活動情報</b>	生産技術、営業、経理などの情報で、開示することにより、法人等の正当な利益を害するもの
<b>犯罪予防・捜査等情報</b>	開示することにより、犯罪の予防、捜査などに支障を生ずる情報
<b>生命等の保護に関する情報</b>	開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護に支障を生ずる情報
<b>事務事業に関する情報</b>	県や国等の事務事業に関する情報で、開示することにより次のいずれかに該当することが明らかなもの ・事業を実施する目的が失われるもの ・事業の公正円滑な執行に著しい支障を生ずるもの ・意思決定が不当に阻害されるもの ・県と国等との信頼関係が著しく損なわれるもの
<b>任意提供情報</b>	開示しないとの約束の下に任意に提供された情報で、開示することにより、提供者との信頼関係が著しく損なわれるもの

### (4) 公文書の部分開示

請求された公文書に、条例第6条第1項各号に該当し開示できない非開示情報がある場合でも、非開示情報を容易に分けることができ、また、それ以外の部分を開示することにより請求の趣旨の全部又は一部を満たす場合は、その部分について開示します。（条例第7条）

### (5) 開示請求の窓口

県庁本庁舎1階の県民室内に情報公開の窓口として情報公開コーナーを設置し、開示請求を受け付けています。

出先機関には窓口を設置していませんが、郵送、インターネット、ファクシミリによる請求もできます。

(6) 開示請求から決定までの手続き

ア 文書情報課との調整

開示請求書を受理した実施機関の各所属の長は、条例第6条第1項各号の非開示情報に該当するかどうかを判断し、開示や非開示などの決定を行います。

この非開示情報に該当するかどうかを適正に判断するとともに統一的な運用を行うため、各所属長は、文書情報課長と協議、調整（合議）を行います。

なお、出先機関の場合は、原則として本庁の主務課を通じて協議、調整を行います。

イ 開示の方法

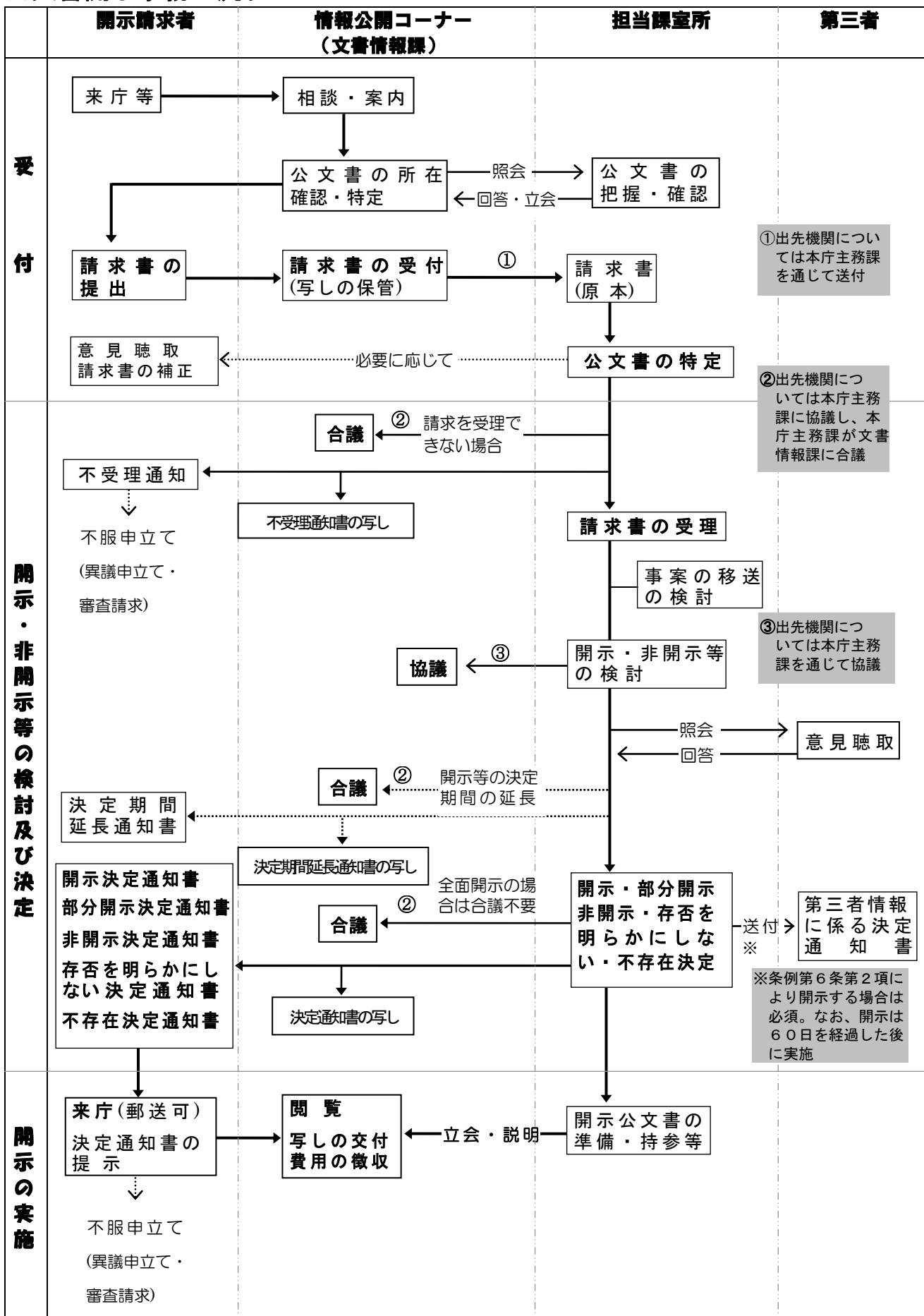
開示や非開示などの決定は、請求書を受理した日からその日を含めて15日以内に行い、速やかにその内容を請求者に通知します。

開示又は部分開示の決定通知書を受け取った請求者は、情報公開コーナーにおいて公文書を閲覧し、必要に応じて写しの交付を求めることができます。

なお、公文書の写しの交付は、請求者の希望により郵送で行うこともできます。

次の図は、開示請求から決定、開示までの事務の流れを示したものです。

## 公文書開示事務の流れ



(7) 不服申立て（異議申立て・審査請求）

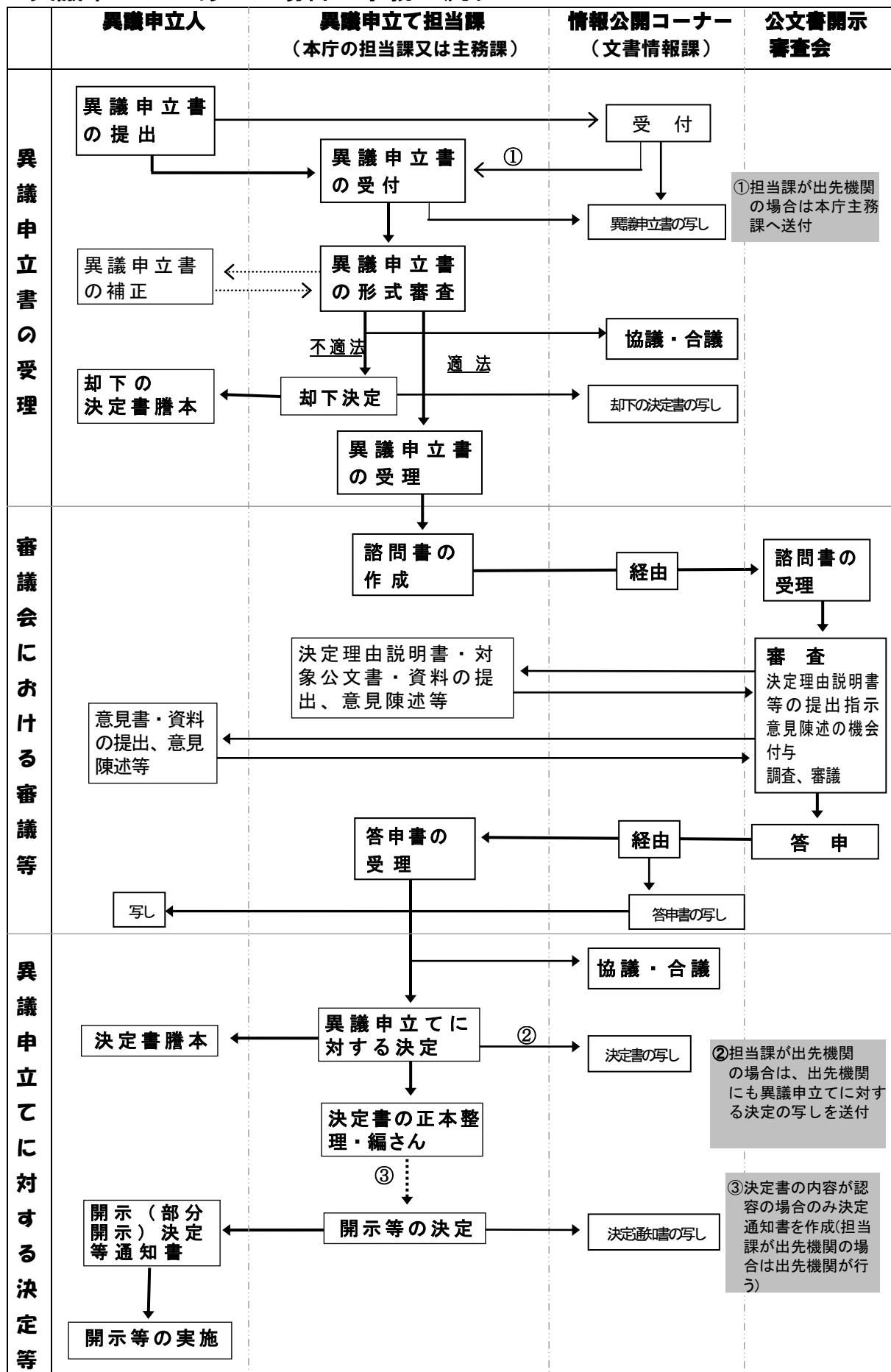
公文書の非開示や部分開示などの決定に対して不服のある場合は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定に基づき、実施機関に不服の申立てをすることができます。

不服の申立てがあった場合、各実施機関は、条例第 15 条の規定に基づき公文書開示審査会に諮問しなければなりません。

これは、各実施機関の恣意的な判断を避け、この条例の適切な運用を確保するためには、第三者機関による公正な判断を仰ぐことが必要であるという趣旨によるものです。したがって、各実施機関は、審査会の答申（意見）を尊重しなければなりません。

次の図は、異議申立てがあった場合の事務の流れを示したものです。

## 異議申立てがあった場合の事務の流れ



(8) 高知県公文書開示審査会の役割

情報公開制度の適正な運用を図り、なお一層の充実、発展を期するため、公文書開示審査会を設置しています。

審査会の主な機能は次のとおりです。

- ア 非開示や部分開示などの決定に対する不服申立てについて審査すること。  
イ 公文書開示制度の運営に関する重要な事項について、実施機関に意見を述べること。  
また、上記アの審査に当たっては、より一層簡易迅速な救済を図るため、審査会に対しては、実施機関から諮詢を受けてから 90 日以内に答申するよう努力義務が課せられています。

このため、現在、審査会では三つの小委員会を設け、迅速な案件処理に努めています。

審査会の委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱します。

審査会の委員は、次の表のとおりです。

(平成 27 年 10 月 1 日現在)

氏名	役職等	備考
稻田 知江子	弁護士	第二小委員会委員長
岩倉 秀樹	高知県立大学文化学部教授	会長
岩崎 淳司	弁護士	第一小委員会委員長
津野 裕子	NPO 法人ムッターシューレ理事長	
中橋 紅美	弁護士	
中屋 邦彦	高知商工会議所事務局長	
長山 育男	弁護士	
藤本 富一	高知大学教育学部教授	
森 裕之	弁護士	
横川 和博	高知大学人文学部教授	第三小委員会委員長

(任期は 2 年。現委員の任期は平成 28 年 9 月 30 日まで) (五十音順)

## 2 情報の公表及び提供の推進に関する指針

県行政の透明性を確保し、県民参加による開かれた県政を推進していくためには、県民の皆様との情報の共有が必要であることから、情報公開の一環として、県が保有する情報を、高知県情報公開条例に基づく開示請求によることなく、自ら積極的に県民の皆様に公表・提供するため、「情報の公表及び提供の推進に関する指針」を策定し、平成15年8月1日から施行、また、平成21年4月1日に一部改正しました。

### 【指針の概要】

- ① 情報の公表（下記の情報について、情報公開条例に規定する非開示情報を除き、公表します。）
- (1) 県の重要な基本計画
  - (2) 庁議及び政策調整会議の概要（速報版）
  - (3) 県の組織並びに県の職員の定数及び給与に関するもの
  - (4) 県の財政状況
  - (5) 県の予算及び決算に関する資料
  - (6) 県議会提出議案及び知事の提案理由説明
  - (7) 審議会等の附属機関及びこれに類するものの会議資料、委員氏名、議事録及び答申、提言等（ただし、非公開の審議会等については、会議要旨）
  - (8) 所属長以上の事務引継書
  - (9) 念書、覚書等
  - (10) 職務に関する働きかけに関するもの
  - (11) 知事等の交際費
  - (12) 食料費執行状況
  - (13) タクシーチケット使用状況
  - (14) 補助金、融資、委託事業、公共事業、許認可及び職員採用に関するもの
  - (15) その他知事が必要と認めるもの

#### ○公表の方法等

- ・ 原則として、インターネットの高知県ホームページに掲載するほか、県民室での供覧、印刷物の配布等、必要に応じて効果的な方法で行うものとします。
- ・ 上記にかかわらず、情報量が大量であることなどから、高知県ホームページに掲載できない合理的な理由がある場合は、県民室での供覧に代えることができるとされています。

- ② 情報の提供（下記の情報について、情報公開条例に規定する非開示情報を除き、提供するよう努めます。）

- (1) 県の事務事業の概要
- (2) 県議会の本会議、常任委員会への提出資料
- (3) 県が出資金、基本金等の4分の1以上を出資する法人の業務及び財務に関する資料
- (4) 県民から寄せられた県政に対する意見、要望等及びこれらに対する対応又は回答の概要

- (5) 県が行う試験問題のうち公開が可能なもの
- (6) 防災、環境、保健衛生等の県民生活の安全と密接な関係があるもの
- (7) その他知事が必要と認めるもの

○提供の方法（情報の提供は、次のうち、効果的な方法により行います。）

- (1) 全部又は要旨の高知県庁ホームページへの掲載
- (2) 県民室での供覧
- (3) 所属での供覧
- (4) 県の発行する広報紙（誌）への掲載
- (5) 印刷物の配布
- (6) テレビ、ラジオ等による放送
- (7) 報道機関への資料提供
- (8) その他各所属が適当と認める方法

③ 政策検討段階での公表

県の重要な基本計画の策定、プロジェクトの実施及び制度の創設に当たっては、広く県民の意見を求め、これを基本計画等に反映させるために、検討段階でその目的、内容等を公表するように務めます。

※ なお、この指針は、以下のアドレスでご覧いただけます。

（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/112701/joko-kohyoteikyo-shishin.html>）